

トランプ税制とは何だったのか？

佐藤主光(もとひろ)
一橋大学経済学研究科

トランプ税制(法人税)の柱

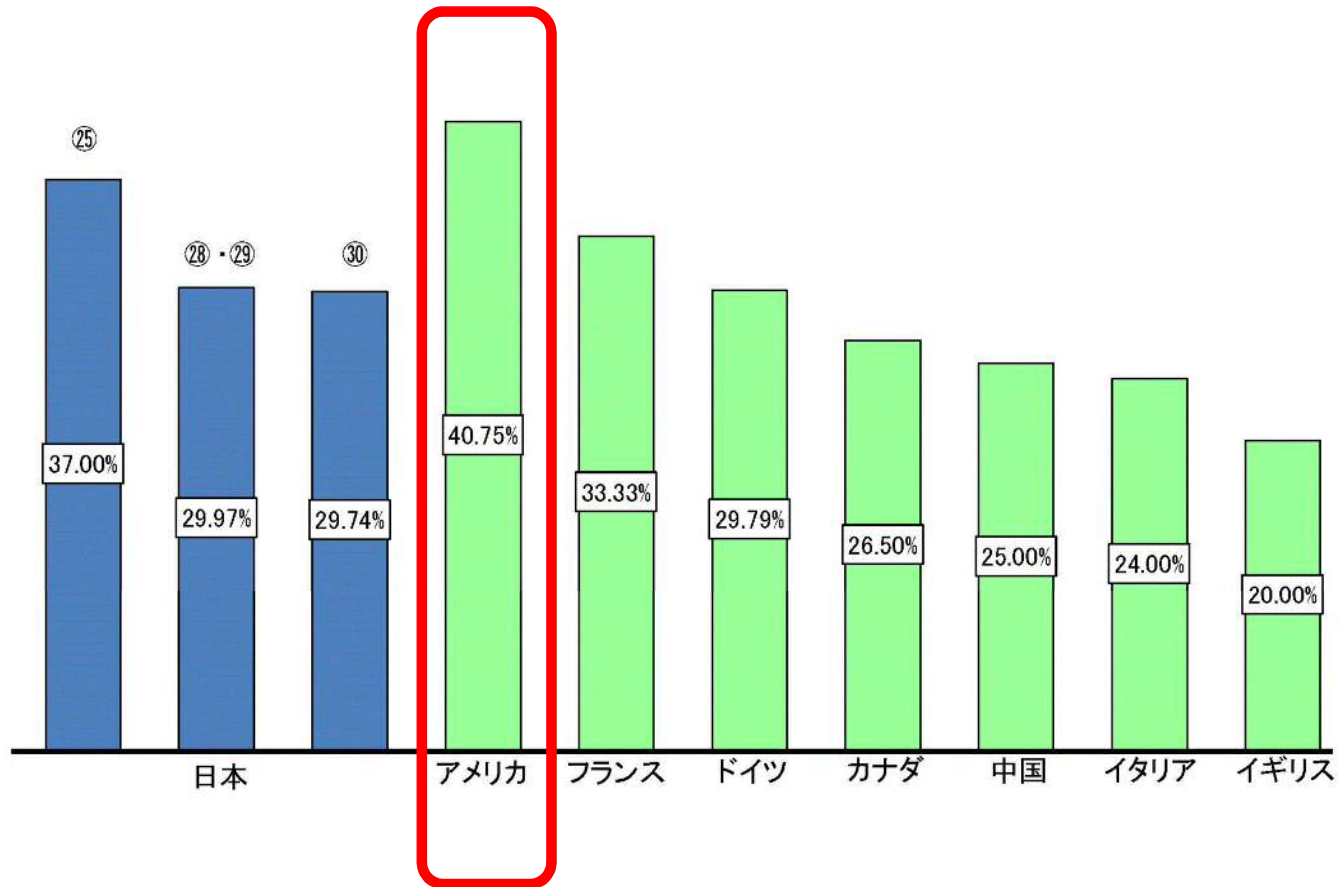
	改革案
税率	税率の引き下げ(35%? ⇒15%)
課税ベース	キャッシュフロー税化 ・投資支出の即控除 ・減価償却費控除・利払い費控除
課税地原則	全世界所得課税(居住地主義)からの転換 ・国外所得非課税＝源泉地主義課税 ・「国境調整」＝仕向け地主義 ✓ 輸出非課税(＝益金不算入)、輸入課税(＝損金不算入)



トランプ税制(法人税)＝税率引き下げだけではない！

法人税改革の典型＝税率の引き下げ＋課税ベースの拡大とも異なる

法人税率の国際比較



出所:財務省HP

当初の税制改革案

□ 下院共和案(2016年6月)

- 個人所得税減税 (最高税率39.6%⇒33%)
- 法人税率カット 35%⇒ 20%
- 課税地原則の転換: 全世界所得課税⇒仕向け地主義課税＝「国境税」

◆ 税収減？

- 仕向け地主義課税＝輸入課税による税収増が見込める
- 現行の課税ベース・課税地原則のままでは更なる法人税率引き下げの圧力

参考: 通常の法人税改革

主要国における法人税率の引下げと課税ベースの拡大措置等について

イギリス	
法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
1997 年度改正 [33⇒31%] 【▲14 億ポンド】	・配当に係る還付制度の廃止 等 【計 67 億ポンド】
1999 年度改正 [31⇒30%] 【▲7 億ポンド】	・外国子会社合算税制の見直し 【計 1 億ポンド】
2008 年度改正 [30⇒28%] 【▲10 億ポンド】	・機械設備に係る減価償却率引下げ等 【計 17 億ポンド】
2011～15 年度改正 [28⇒20%] 【▲153 億ポンド】	・機械設備に係る減価償却率引下げ(+47 億ポンド) ・銀行税の導入・税率の引上げ(+105 億ポンド) 等 【計 175 億ポンド】

ドイツ	
法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
2001 年度改正 [52⇒39%] 【▲103 億ユーロ】	・減価償却率の引下げ(+69 億ユーロ) ・過少資本税制の強化(+5 億ユーロ) 等 【計 74 億ユーロ】
2003 年度改正 } 税率引下げなし	・配当による法人税還付の制限(+10 億ユーロ) ・連結納税制度適用の制限(+12 億ユーロ) ・欠損金の繰越限度額の設定(+6 億ユーロ) 等 【計 38 億ユーロ】
2004 年度改正 }	
2007 年に付加価値税率の引上げと所得税の最高税率の引上げにより財政黒字を達成	
2008 年度改正 [39⇒30%] 【▲267 億ユーロ】	・営業税の損金算入否認(+114 億ユーロ) ・支払利子の損金算入制限(+11 億ユーロ) 等 【計 234 億ユーロ】

(注) ドイツの法人税率には、連邦と州の共有税である法人税、連帯付加税(法人税額の 5.5%)、市町村税である営業税の税率が含まれる。

資料: 財務省

大統領税制諮問委員会報告書(2005年)

法人課税に関する現行制度と改革案の比較

	現行税制	簡素な所得税制案		成長及び投資税制案
		大企業	中小企業	
年間売上規模 (過去3年間の平均)	—	1000万ドル超	1000万ドル以下	—
法人税率	35%	31.5%		30%
代替ミニマム税	税率:20% 基礎控除:40,000ドル	廃止		
事業体の取扱い	チェック・ザ・ボックス規則やS法人制度により、多くの事業体が構成員課税を選択できる	組織形態に関わらず法人課税	パートナーシップ等の取扱いについて、ルールの統一化を図るべきとしているものの、具体案は示していない	個人事業主を除き、一律税率30%で課税
減価償却	機械設備:6類型 建 物:2類型 等 小規模事業者については最大10.5万ドル(2005年)の即時償却枠有り	4類型に簡素化 個別資産ごとに管理	4類型に簡素化 但し、売上規模100万ドル未満の小企業は土地・建物を除き即時償却	土地・建物を含めて全て即時償却
利子の取扱い (金融機関以外)	受取利子:課税 支払利子:損金算入	受取利子:課税 支払利子:損金算入		受取利子:非課税 支払利子:損金不算入
租税特別措置	多様な租税特別措置が存在 ・試験研究費税額控除 ・国内製造所得に係る控除制度 等	原則として全て廃止 (支払地方税額についても損金不算入)		
国際租税	全世界所得方式 ・国外源泉所得も課税対象(外国税額控除により調整)	国外所得免除方式 ・実質的な事業活動による国外源泉所得は課税しない		仕向け地課税方式 ・輸出品は、製造コストに係る法人税額を輸出時に還付。 ・輸入品は、損金不算入又は輸入時に課税

(出所) 政府税調資料

法人税改革へのアイデア

- **新しい経済環境**(グローバル化)に対応した新しい税制の模索

- **米国**: 大統領税制諮問会議報告書(2005年)

- 租税特別措置の廃止
- 中小企業課税のキャッシュフロー化(即時控除):ただし、利払い費の損金算入あり

- **英国**: **マーリースレビュー**(ミード報告の後継)

- 法人課税のキャッシュフロー化(「税等価」)
- ✓ Allowance for Corporate Equity・仕向地主義キャッシュフロー課税

- **オーストラリア**: Henry Report (2010)

- 天然資源産業へのレント課税=キャッシュフロー課税と税等価

- As an alternative to a CIT rate cut, consideration could be given to opt for an Allowance for Corporate Equity (ACE) system, which would be a more cost effective way of encouraging investment.

参考:「ミード」報告(1978)

□ 共通しているのは法人税のキャッシュフロー化

➤ 二つの「キャッシュ・フロー」

Rベース=実物取引に関わるキャッシュ・フロー

R+Fベース=実物取引と金融取引に関わるキャッシュ・フロー

	Rベース	R+Fベース
キャッシュ・フロー(+)	財貨・サービスの売却	Rベース+借入
キャッシュ・フロー(-)	借入原材料・賃金、固定資産への支払い	Rベース+借入の元利払い
実物取引と金融取引の区別	あり	なし
借入と株式の区別	なし	あり

仕向地主義型キャッシュフロー課税

- 「最終消費地」におけるキャッシュフロー課税⇒国内市場から上がる収益のみに課税
- 執行は付加価値税(消費税)と同様
- 課税ベース
 - ＝付加価値(消費税の課税ベース)－賃金
 - ＝Rベース型キャッシュフロー
 - ＝配当・支払利子など金融取引は含まない

	税等価
消費税	賃金所得税 ＋仕向地主義キャッシュフロー課税
仕向地主義キャッシュフロー課税	賃金所得以外の所得かからの消費に対する課税

国境税と消費税:ポイント

□ 製品価格への価格転嫁があれば消費税と国境税は同じ

• 税込み価格(1-税率) = 税抜き価格 ⇒ 税込み価格 = (1 + 税率 ÷ (1 - 税率)) * 税抜き価格

□ 為替レートが増価すれば、価格転嫁がなくても消費税と国境税は同じ

✓ 購買力平価: ¥国内価格 = 為替レート * \$輸入価格

➤ 国境税は輸入価格を引き上げ、輸出価格を引き下げる ⇒ 為替レートの増価

□ 国境税(キャッシュフロー税)は人件費を控除 ≠ 消費税

✓ 消費税 = 国境税(キャッシュフロー税) + 社会保険料

◆ 法人税から国境税への移行は①法人税の廃止 + ②消費税増税と③社会保険料の引き下げと同じ

⇒ 法人税減税、付加価値税(消費税)増税 + 社会保険料軽減は欧米の潮流(英国・ドイツなど)

✓ 我が国では消費税の引き上げもなく、社会保険料は上昇、法人税率も世界的にみて高止まり

法人税の消費税化・・・

- 経済学の視点＝税の経済的帰結を重視
⇒「経済活動に与える歪みが小さいという特徴」を担保する消費税の仕組みが重要
- **Fiscal devaluation**=企業の生産コストを高める(国際競争力を損なう)法人税・社会保険料から(仕向け地主義)付加価値税への転換
- 仕向け地主義キャッシュフロー課税＝消費税引き上げ＋社会保険料削減＋法人税廃止

消費税の性格	経済的帰結
仕入れ税額控除	税負担が生産過程に堆積しない ⇒経済活動＝成長を損なわない ✓「生産効率性」の確保
仕向け地主義課税	輸入品課税・輸出品ゼロ税率 ⇒税負担と国際競争力の遮断 ⇒国内の財政需要の充足と国際競争力の確保の分離

参考: 税等価

$$Y \equiv W + R = C + I + (X - M)$$
$$\Rightarrow C = W + ((R - X) - I + M)$$

仕向け地主義キャッシュフロー課税

消費税

税負担の比較

日本⇒米国		現行制度	
		日本製品	米国製品
法人税	日本	○	
	米国		○
社会保険料	日本	○	
	米国		○
消費税	日本		

米国⇒日本		現行制度	
		日本製品	米国製品
法人税	日本	○	
	米国		○
社会保険料	日本	○	
	米国		○
消費税	日本	○	○

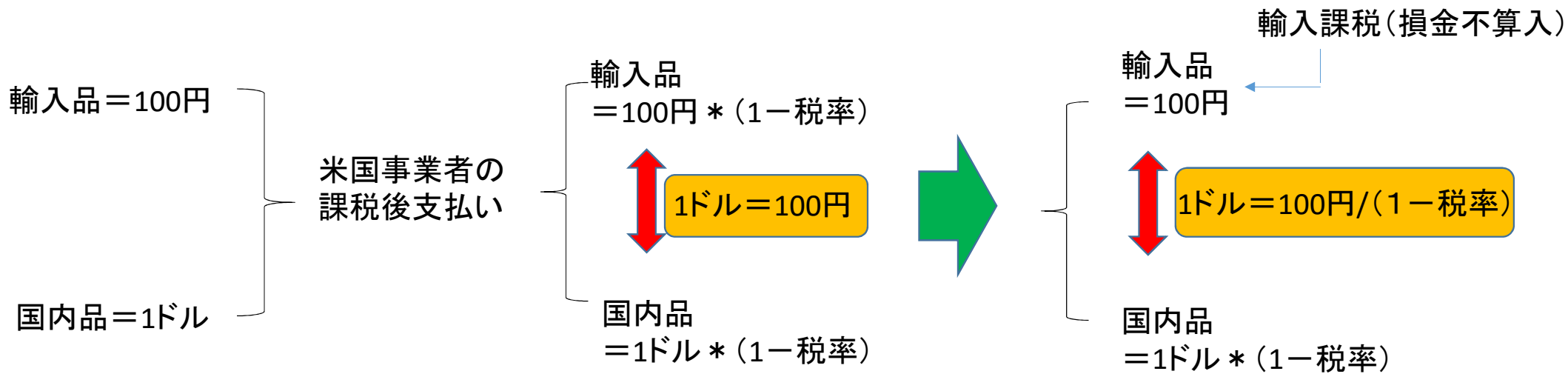


日本⇒米国		国境税(米国)	
		日本製品	米国製品
法人税	日本	○	
国境税	米国	○(輸入課税)	○
社会保険料	日本	○	
	米国		○
消費税	日本		

米国⇒日本		国境税(米国)	
		日本製品	米国製品
法人税	日本	○	
国境税	米国		X(輸出非課税)
社会保険料	日本	○	
	米国		○
消費税	日本	○	○

為替の変化

- 輸出非課税(益金不算入) + 輸入課税(損金不算入) ⇒ 米国内立地企業の競争力の向上
- 貿易収支の改善? ⇒ 為替レートの調整... ⇒ 仕向け主主義課税の国際競争力向上を相殺..



租税回避の誘因？

	仕向け地主義課税	利益移転の誘因
輸出	非課税	海外子会社への中間財輸出の価格を引き下げて課税所得を圧縮する誘因は解消
輸入	課税	海外子会社からの中間財輸入の価格を引き上げて課税所得を圧縮する誘因は解消



為替レートが変化すれば米国の国際競争力は変わらない・・・
利益移転の誘因が解消⇒BEPSの代替策



仕向け地主義加種フロー課税の長期的な利益はBEPS対策・・・

トランプ税制の実際

□新トランプ税制案

- 個人所得税率 : 39.6% ⇒ 35%
- 法人税率 : 35% ⇒ 15%
- 課税地原則 : 全世界所得課税 ⇒ 源泉地主義課税 (国外所得免除)
- 相続税廃止
- 個人所得税控除の多くを廃止

□税制改革の効果

- 10年で6.2兆ドル減収 = GDP 2.6%・連邦税収 14%
- 国境調整なし
- ✓ 国境調整による増収 = 10年で1.2兆ドル

出所 : Auerbach教授講演資料 (国際財政学会2017)

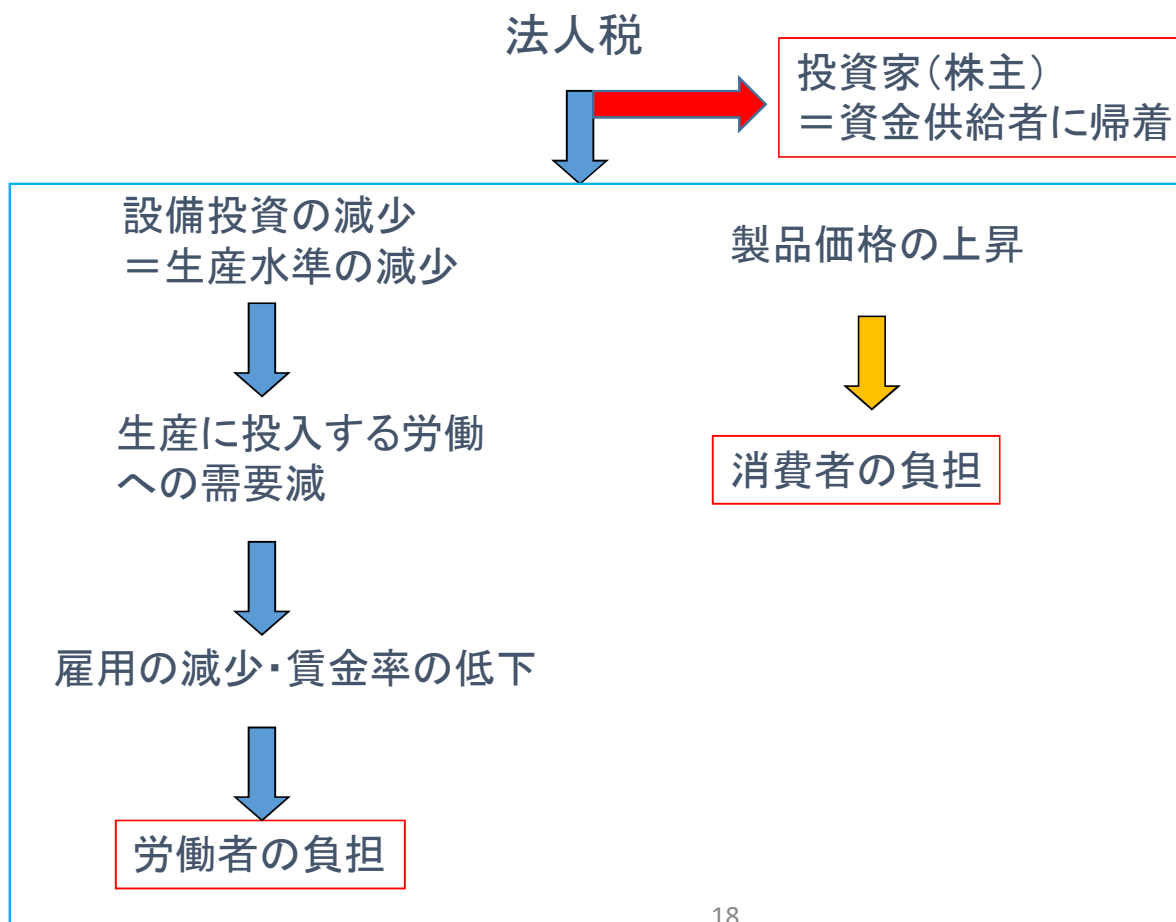
何故、法人税減税か？：通念と実態

	通念	実態
法人税の負担	・利益を上げている法人企業	<ul style="list-style-type: none"> □ 法人税の負担は製品価格の上昇、配当所得等の減少、雇用・賃金の低下といった形で国民(消費者・投資家、労働者)に転嫁 ✓ 法人税は国民の負担(公平とは限らない)
法人税減税の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の現在の内部留保増 ✓ 内部留保を積み増しても投資は増えていない 	<ul style="list-style-type: none"> □ 経済効果＝将来の収益を上げることで設備投資や立地、新規事業(参入)を誘因づけ □ 税収効果＝海外への利益移転(租税回避)の誘因を抑制
財政再建との関係	・財政再建と成長の二者択一？	<ul style="list-style-type: none"> □ 財政再建と経済成長の両立が不可欠 ✓ 経済効果に配慮した税収構造(タックス・ミックス)の見直しも財政再建の一環

税と経済学のキーワード：

税負担の転嫁 将来期待(フォワードルッキング) 誘因効果(インセンティブ)

参考: 法人税の帰着



参考：法人税の経済効果

- 理論・実証面で法人税は他の税目に比して**相対的に経済成長へのマイナス効果が大きい**

◆実証分析(例)

- Kneller , Bleaney and Norman (1999) Fiscal policy and growth: evidence from OECD countries, J Pub E
 - ✓ 分析: Barro成長回帰分析をベース
 - ✓ 法人税を含む所得課税等“歪みを与える税”の比重が高いほど成長率は低下
 - ✓ データ: OECD 22カ国パネル(1970-95)
- Lee and Gordon (2005) Tax structure and economic growth, J Pub E
 - ✓ 法人税は経済成長にマイナス効果を及ぼす
 - ✓ データ=途上国を含むパネル(1970-1997)
- J.Arnold (2008) Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth? OECD
 - ✓ 法人課税から消費課税へのシフト(税込中立)は経済成長を高める
 - ✓ データ=21 OECD 諸国パネル(1971-2004)

参考:ドイツの税制改革

□ドイツ(2007~2009年)

- 法人税率の引き下げと付加価値税の増税
- 「付加価値税は輸出品が免税(ゼロ税率)であることから**ドイツ製品の国際競争力に影響を及ぼさない**」
- 「薄く広く負担するものであり特定のグループに負担を負わせる税よりも理解が得やすい」(政府税制調査会海外調査報告)

	増収項目	減収項目
法人 税 改 革	◇課税ベースの拡大等 4兆円	◇法人実効税率引下げ等 4.7兆円
	・税制度促進に伴う経済成長による全体的な税収増 0.6兆円	・法人税率引下げ(連邦法人税分 25%→15%) 1.9兆円
	・定率償却制度の廃止 0.5兆円	・営業収益税の基本税率の引下げ 1.1兆円
	・営業税(市町村税)の損金不算入 1.6兆円 ・支払利息の損金算入制限 0.2兆円 等	等
他 税 目	◇付加価値税率引上げ(16%→19%) 3.4兆円	
	◇所得税最高税率引上げ(42%→45%) 0.2兆円	

税の中立性

		ACE	CBIT	VAT型仕向地主義 キャッシュフロー法人税
課税原則		源泉地主義	源泉地主義	仕向地主義
現 行 の 法 人 税 に 対 す る 批 判	批判1: 投資への中立性(資本コストへの影響)	○	×	○
	批判2: 株式調達と負債調達(支払利子控除による負債調達の優遇)	○	○	○
	批判3: 法人段階と個人段階に対する二重課税(配当)	○	○	○
	批判4: 新株発行と内部留保(実現したキャピタルゲインと未実現のキャピタルゲインの中立性)	○	○	○
	批判5: 組織形態に与える影響	○	○	○
	批判6: 国際的な経済活動に対する中立性	×	×	○
金融取引と実物取引の区別の必要性		不必要	不必要	必要
株式と債券の区別の必要性		必要	不必要	不必要

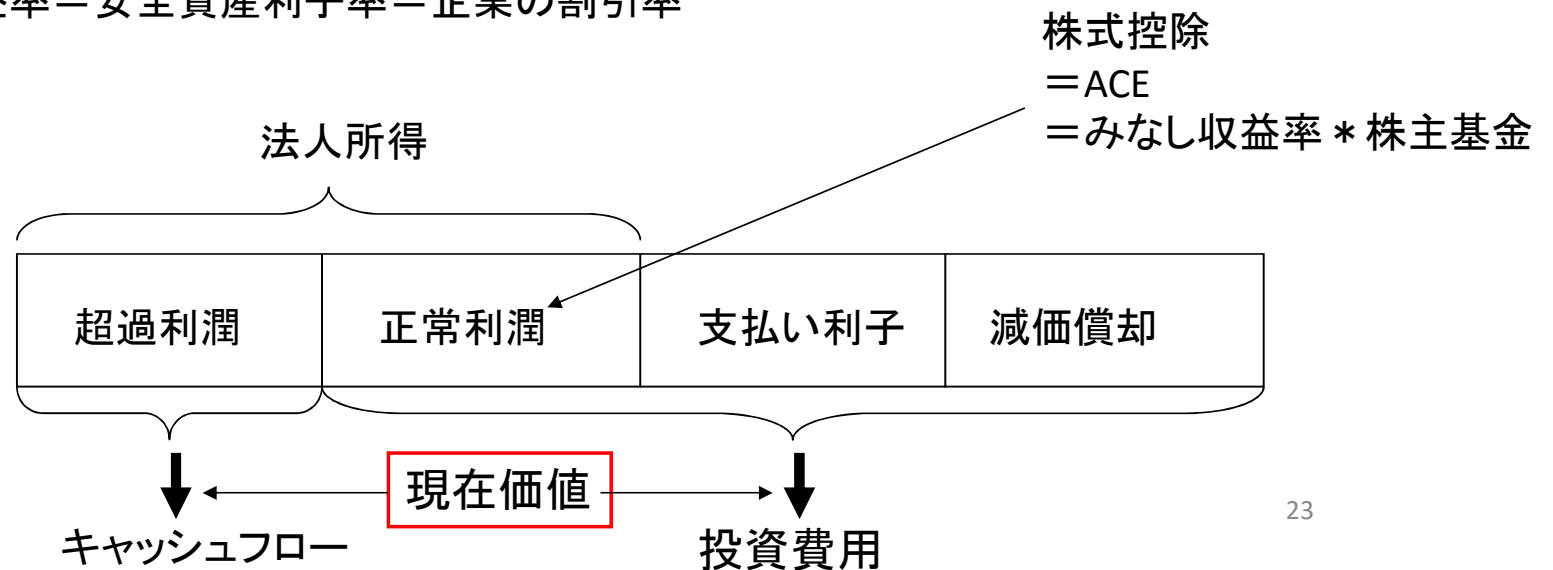
法人税改革案あれこれ

	ACE	BEIT	仕向地主義課税
課税対象	超過利潤(レント)		
税収の帰属	源泉地主義	居住地	最終消費地
課税ベース	法人所得一株主資金×みなし収益率	法人所得(利子控除前)－資産価格*みなし収益率	付加価値(VAT)－賃金
利払い	控除	控除しない	控除せず
限界実効税率	ゼロ	ゼロ	ゼロ
キャッシュ・フロー	R+F	R	R
重視する誘因効果	投資選択＋資金調達	投資選択＋資金調達	＋立地選択

参考: ACE (Allowance for Corporate Equity)

- 課税ベース
= 収入 - 賃金 - 法定減価償却 - 利払い - みなし収益率 * 株主基金
= 通常の法人所得 - みなし収益率 * 株主基金
= 超過利潤に相当
⇒ 現在価値で見ればR+F型キャッシュフロー

➤ みなし収益率 = 安全資産利子率 = 企業の割引率



新しい法人課税？

- 企業の利益＝超過利潤＋正常利潤
- 超過利潤＝技術革新のボーナス・(市場への近接性など)地域特有のレントに相当
- キャッシュフロー課税＝**企業の超過利潤(レント)への課税**

□ 所得課税からレント課税へ

- 税収減？⇒**現行の法人所得課税では更なる税率引き下げの圧力(国際的租税競争)**

	超過利潤(レント) ＝経済学の利潤	正常利潤 ＝資本コスト
課税の効果	中立的	非効率(歪み)
政策的示唆	キャッシュフロー課税 税等価＝ACE課税	広く薄い課税

参考; 法人税の便益

	便益	前提
政府	国内の経済活動からのレント＝超過利潤に対する課税 レントの源泉＝日本立地の優位	キャッシュフロー課税 源泉地主義課税
企業	保険機能＝課税後利益の平準化 ✓ 政府とのリスクシェア ✓ ビルトインスタビライザー	繰越欠損金制度